

平成 29 年 4 月 28 日
農 林 水 産 省

ウクライナ向け日本産食品の輸入規制の撤廃について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、ウクライナ向けに輸出される全ての日本産食品については、ウクライナ輸入時に検査強化が行われていましたが、4月14日に当該規制を撤廃した旨の通知がウクライナ政府からありましたので、お知らせいたします。

○ ウクライナによる日本産食品の輸入規制の撤廃

撤廃前

地域	品 目	内 容
47 都道府県	全ての食品	現地での検査強化



撤廃後

地域	品 目	内 容
47 都道府県	全ての食品	上記措置の撤廃

また、上記規制の撤廃を含む諸外国の規制内容については、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しております。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_170428.pdf

「諸外国・地域の規制措置（平成 29 年 4 月 28 日現在）」

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：白勢、松浦
代表：03-3502-8111(内線 4309)
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475